

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年四月二十八日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（規則六 一四）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「第二十七条第一項若しくは第二項」を「第二十七条」に改める。
第十一条に次の一項を加える。

4 第六条第二項第二号に掲げる者のうち、任用の事情を考慮し、採用試験の結果により採用された部内の他の職員及び経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者との均衡上必要と認められるものの職務の等級については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項の規定に準じてその等級を決定することができる。
第十九条に次の一項を加える。

2 第十一条第四項の規定により職務の等級を決定された者については、第十五条又は第十六条の規定にかかわらず、経験者試験採用者に準じてその号俸を決定することができる。
第二十七条に次の一項を加える。

3 第十一条第四項の規定により職務の等級を決定された者を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の等級は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定に準じて決定するものとする。

第二十八条中「前条第一項又は第二項」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。